

## 「多文化共生のまちづくり促進事業」の概要について

### 1 趣旨

グローバル化が進展し、日本に居住する外国人住民が定住傾向にある中で、文化的背景を異にする人々が**共生・協働する社会の構築を推進**するために、**地域に根ざした多文化共生施策**の展開を目指して、地方公共団体及び地域国際化協会が行う多文化共生施策に対し、助成金を交付する。

### 2 多文化共生のまちづくり促進事業の主な特徴

多文化共生のまちづくり促進事業の特徴	
助成額	(1) 都道府県及び市町村のうち指定都市 400万円 / 1団体 (2) 市町村（指定都市を除く）及び地域国際化協会 300万円 / 1団体 (3) 複数の助成対象団体が共同で行う事業 400万円 / 1事業 (事業を実施する団体の数にかかわらず)
対象経費	対象経費に職員旅費を含む（ただし、事業に要するものに限る。） また、 <b>助成金実績額の2割を超える旅費は認められない</b>
対象事業	事業の継続性が妥当と認められる場合は、継続事業も可能
審査基準	<b>公益性、重要性/必要性、妥当性、継続性/発展性、模範性</b> 地域のNPOやボランティア団体等との連携など、 <b>地域に根ざした工夫</b> が認められる事業を高評価
軽微な変更	要綱における軽微な変更該当しないものは <b>変更承認が必要</b> (ただし、 <b>全体で2割、区分相互間で3割以内</b> は軽微な変更該当) ※要綱の別表を参照
助成事務の流れ	実績報告の提出 → 額の確定 → 助成金の請求 → 支払い

### 3 参考：要綱別表に規定する「軽微な変更の3」の考え方

「別表に掲げる区分の相互間における3割以内の増減」については、次の事例を参考にしてください。

#### 例1 「3割以内の増減」

	変更前	変更後	増減率
通信費	300千円	250千円	$(250千円 - 300千円) / 300千円 = \blacktriangle 16.6\%$
委託費	700千円	750千円	$(750千円 - 700千円) / 700千円 = +7.1\%$
助成総額	1,000千円	1,000千円	

#### 例2 「3割を超える増減」

	変更前	変更後	増減率
通信費	300千円	250千円	$(250千円 - 300千円) / 300千円 = \blacktriangle 16.6\%$
賃借料	700千円	0千円	$(0 - 700千円) / 700千円 = \blacktriangle 100\%$ 【皆減】
委託費	0千円	750千円	皆増 (上記の例により、30%を超えると考えます)
助成総額	1,000千円	1,000千円	